

平成13年10月18日判決言渡 同日判決原本交付 裁判所書記官

平成12年(ワ)第4407号立替金請求事件

(口頭弁論終結日・平成13年9月13日)

判 決

名古屋市

原 告

株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

福岡県

被 告

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求

被告は、原告に対し、102万8903円及びこれに対する平成12年10月21日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、立替払契約に基づき、立替金及び手数料の残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで約定利率の遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告が、立替払契約の対象となった売買契約が錯誤により無効であるから、原告に対して支払を停止できると主張して争っている事案である。

- 1 前提となる事実（末尾に証拠の摘示のない事実は当事者間に争いのない事実

である。)

(1) 原告は割賦購入斡旋等を目的とする会社である。

(2) 被告は、頭頂部に円形脱毛があったことから、平成11年4月30日、訴外株式会社 A (以下「A」という。) から、インテグレーション (かつら) を代金72万8388円で買い受けた (以下「~~インテグレーション~~契約」という。)

(3) 原告は、平成 ~~11~~ 年4月30日、被告との間に次の要旨の立替払契約を締結した (以下「本件立替払契約」という。)

ア 原告は、被告が A から平成11年4月30日に購入したインテグレーションの代金72万8388円を立替払する。

イ 被告は、原告に対し、上記立替金及び手数料33万6515円の合計1 ~~33万6515円~~ のとおりに分割して支払う。

(ア) 平成11年6月から平成12年5月まで毎月26日限り3000円ずつ

(イ) 平成12年6月26日限り1万3603円

(ウ) 平成12年7月から平成18年5月まで毎月26日限り1万4300円ずつ

ウ 被告が上記割賦金の支払を怠り、原告から20日間以上の期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その支払をしないときは、期限の利益を失う。

エ 遅延損害金 年6パーセント

オ 被告は、販売店である A に対して生じている事由をもって、原告に対する支払を停止することができる。(甲第1号証)

(4) 原告は、平成11年5月10日、A に対し、上記代金を立替払した。(弁論の全趣旨)

(5) ところが、その後、原告の頭頂部の円形脱毛部分には地毛の自然発毛があ

り、原告は、同年11月ころ、散髪に行つて髪を短く切つた際に、円形脱毛がなくなつてゐることに気づいた。

(6) 被告は、原告に対し、平成12年5月26日までに合計3万6000円を支払つたものの、残余の支払をしないので、原告は、被告に対し、平成12年9月30日到達の書面で、支払期の過ぎた割賦金を20日間に支払うよう催告したが、被告はその支払をしなかつた。

2. 争点

本件売買契約が錯誤により無効であるか。

(被告の主張)

被告は、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでいながつたにもかかわらず、平成11年1月23日、Aにおいて、同店の従業員から「毛根の組織が死んでゐるので今後は広がる一方で、自分の毛が生えるということは望めない。」との説明を受けたことから、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信して、同年4月30日に本件売買契約を締結したものであるから、本件売買契約は錯誤により無効である。

(原告の反論)

被告の主張は争う。

第3 争点に対する判断

1. 被告は、平成11年1月23日、Aにおいて、同店の従業員から「毛根の組織が死んでゐるので今後は広がる一方で、自分の毛が生えるということは望めない。」との説明を受けたことから、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信した旨を供述している(乙第4号証、被告本人尋問の結果)のに対し、当時のAの店長であるB及び顧客からの苦情に対応する部署であるA西部の社員であるCは、Aでは、

毛髪に関する専門企業ではあるものの、医師等ではないため、発毛しないかも知れないという可能性を述べることはあっても、発毛しないと断定的に説明することはあり得ないし、当時の A の従業員もそのような説明はしていない旨を供述している（甲第4号証の1, 2, 証人 の証言）。

2 そこで検討するに、甲第5ないし第22号証、乙第4号証及び被告本人尋問の結果によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告（昭和49年 生）は、平成11年1月初めころ、頭頂部に500円玉くらいの大きさの円形脱毛が生じているのに気づいたことから、同月23日、 A を訪れて頭髪診断を受けた。
- (2) 原告は、同店の従業員から頭髪診断の結果について説明を受けた後、同日、 A との間で、長い髪の毛のようなものを原告の髪の毛に結び付けて髪を増やすことによって円形脱毛部分を目立たなくする増毛コースであるマーブトレン（代金24万円）の契約を締結した。
- (3) その後、原告は、同年2月26日、前記のマーブトレンに加えて、 A との間で、円形脱毛部分の周囲の髪の毛を太くして円形脱毛部分を目立たなくする育毛コースであるR-01育毛システム（代金50万1165円）の契約も締結した。
- (4) ところが、原告は、R-01育毛システムを A の店舗に通って育毛のケアをするものと思って申し込んでいたが、実際は、自宅に美容院のパーマ機のようなものや、シャンプー、リンスなどを置かなければならず、家族に円形脱毛を内緒にしていたにもかかわらず、そのようなものを自宅に置けば円形脱毛を家族に知られてしまうことから、R-01育毛システムを解約することにした。
- (5) そして、原告は、 A の従業員の勧めにより増毛に力を入れることにし、同年3月17日、 A との間で、R-01育毛シ

システムの契約を解約するとともに、従前のマーブトレンより高額の増毛コースであるマーブREX-6（代金97万3635円）の契約を締結した。

なお、マーブREX-6の代金97万3635円のうち47万7300円についてはR-01育毛システムの下取りとして処理された。

(6) しかし、増毛は、髪の毛が伸びると増毛した部分がせり上がってくるため、何度も増毛をやりかえる必要があり、手間も費用もかかることから、原告は、
A の従業員からインテグレーション（かつら）の方が安上がりで得であると勧められ、本件売買契約を締結した。

3 前記認定事実によれば、原告は、最初の A を訪れた際、未だ25歳であり、しかも円形脱毛に気づいてから僅か20日くらいしか経っていないのであるから、A の従業員から頭髪診断の結果として発毛しないかも知れないという可能性を説明されたに過ぎなければ、発毛するためにはどのようなケアをすればよいかというアドバイスを求め、しばらく発毛してくるかどうか様子を見るはずであるのに、前記のとおり、原告は、頭髪診断を受けたその日に増毛コースである代金24万円ものマーブトレンの契約を締結しているうえ、その後も育毛コースであるR-01育毛コース、増毛コースであるマーブREX-6、かつらであるインテグレーションと次々に契約を締結し、その総額は200万円近くにまでもなっていることからすると、前記 B 及びCの供述は信用しがたく、A の従業員から「毛根の組織が死んでいるので今後は広がる一方で、自分の毛が生えるということとは望めない。」との説明を受けたことから、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信した旨の被告の供述は信用できる。

そうすると、被告は、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでいなかったにもかかわらず、毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信して、本件売買契約を締結したことになるから、本件売買契約には動機

の錯誤があるというべきであり、また、A の従業員が前記のとおり「毛根の組織が死んでいるので今後は広がる一方で、自分の毛が生えるということは望めない。」との説明をしているのであるから、A も被告がそのような錯誤に陥っていることを認識していたはずである。

4 これまで検討したところによると、本件売買契約は錯誤により無効であるから、被告は、原告に対し、前記第2の1(3)オに基づき、本件売買契約の錯誤無効を理由に支払を停止することができることとなる。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第6民事部

裁判官 大 西 忠 重

これは正本である。

平成 13 年 10 月 18 日

福岡地方裁判所第 6 民事部

裁判所書記官 永井 頼



平成17年3月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(ワ)第3010号 立替金請求事件

口頭弁論終結日 平成17年3月1日

判 決

大阪市 号

原 告 株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

福岡市

被 告

同訴訟代理人弁護士

主

曾里田 和 興

文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事

実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、153万3600円及びこれに対する平成16年1月14日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 当事者の主張

日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1), (2), (4)及び(5)は認める。

ただし, 同(5)記載の事実が期限の利益喪失事由に該当する旨の主張は争う。

(2) 請求原因(3)は知らない。

3 抗弁(抗弁の接続〔割賦販売法30条の4〕-錯誤無効)

(1) 被告は, 本件売買契約当時, 被告の円形脱毛部分の毛根組織は死んでおらず, 自然発毛による自然治癒が可能であったにもかかわらず, A()での検査の結果, 同社従業員から, 「毛根の組織が死んでいるので今後は広がる一方で, 自分の毛が生えるということは望めない。」との説明を受けて, 上記円形脱毛部分の毛根組織は死んでおり, 自然発毛はないものと信じていた。

(2) 被告は, A に対し, 本件売買契約の締結に際し, 円形脱毛部分の自然発毛が望めないで「マープトレン」及び「マープREX」を買い受けると述べた。

4 抗弁に対する認否

否認する。

理 由

1 請求原因について

請求原因(1), (2), (4)及び(5)は, 当事者間に争いがなく, 証拠(甲2)及び弁論の全趣旨によれば, 同(3)の事実が認められる。

2 抗弁について

証拠(乙18, 21, 22)及び弁論の全趣旨によれば, 抗弁事実はすべて認められる。

3 そうすると, 被告が本件立替払契約に基づく債務につき期限の利益を喪失し

たかどうかにかかわらず、抗弁事実が認められるから、原告の請求は理由がない。

福岡地方裁判所第3民事部

裁判官 立川 毅

これは正本である。

平成17年3月16日

福岡地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 森 下 千 恵 子